

2024.10

あきた県民会議

Joho

No 257

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議 (秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

暴力団の不当な要求による被害を防止するためには、暴力団の活動実態や不当要求の手口などを知り、その対応方法を習得しておく必要があります。暴力団対策法では、事業者の皆さんに責任者を選任することが努力義務として規定され、責任者に対し、不当要求に対する対応方法などについて指導を行うため、各種資料の提供や、助言などの援助を行うことを定めています。この援助の一環として「不当要求防止責任者講習制度」があります。※不当要求者は、用意周到に準備をします。対応方法を習得し万全な体制で備える事が重要です。

不当要求防止、暴力団排除のための事業推進中です!

◎暴力団情勢～警察庁組織犯罪対策課発表等

暴力団排除の推進

※前回256号からの続きになります。

4 民間部門における暴力団排除

(2) 事務所撤去運動に対する支援

警察においては、都道府県センター、民暴委員会と連携し、住民運動に基づく暴力団事務所の明渡し請求訴訟等について、必要な支援を行っています。

※昨年の県内における事務所撤去運動は、ありません。

【事例1】極東会傘下組織事務所に対する使用禁止仮処分命令の決定(令和5年1月、茨城)

茨城県ひたちなか市に所在する極東会傘下組織事務所について、その付近に所在する小学校及び中学校の設置者である同市が、警察、民暴委員会等と連携し、令和4年6月、水戸地方裁判所に対し、同事務所の使用禁止の仮処分命令の申立てを行ったところ、令和5年1月、同命令が決定しております。

【事例2】神戸山口組傘下組織事務所の撤去(令和5年6月、福岡)

福岡県福津市に所在する神戸山口組傘下組織事務所について、その付近に所在する小学校及び中学校の設置者である同市が、警察、民暴委員会等と連携し、令和4年12月、福岡地方

裁判所に対し、同事務所の使用禁止の仮処分命令の申立てを行ったところ、同月、同命令が決定されました。同市と同組織組長との間で同事務所の土地及び建物を暴力団組織とは無関係の個人に譲渡することで合意が成立し、令和5年6月、同事務所を撤去しています。

5 暴力団排除活動に対する支援

(1) 保護対策の強化

警察においては、暴力団との関係遮断に取り組む市民等の安全確保の徹底を図るため、「保護対策実施要綱」に基づき、身辺警戒員(略称～PO、Protection Officer)をあらかじめ指定して警戒体制を強化するなど、組織の総合力を発揮した保護対策に取り組んでいます。

※組織犯罪対策掲示板～広島県警組織犯罪対策二課や福山西署などの合同捜査本部は、10月指定暴力団浅野組組員2名を恐喝の疑いで逮捕しています。10代男性数人に対してトラブルの解決名目で現金計41万5千円を脅し取った疑いです。※組織犯罪集団である暴力団は、覚醒剤の密売などの不法利得のほか、組織の威力を示すなどして不法な資金獲得活動を根強く行っています。